

令和5年度第4回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年3月8日（金）
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎 301会議室
- 3 招 集 日 令和6年2月28日
- 4 出席委員 吉田 春美、今井 博之、安江 裕子、笠原 裕司、
池田 郁雄、三木 哲、堀内 龍文、倉野 美知子
- 5 欠席委員 福田 芙美子、高杉 幹、藍川 治助、石渡 烈人、
木川 稔
- 6 事務局 吉野市民生活部次長兼保険年金課長、海老根保険年
金課長補佐、山崎保険年金課長補佐兼国民健康保険
係長、中山保険料収納係長、遠藤主事
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議事内容 流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）
について
- 9 配付資料 流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画の修
正について（新旧対照表）
第3回国民健康保険運営協議会及び意見書による意
見整理シート
流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画
（修正案）
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時00分
- 11 議事内容 次のとおり

（事務局）

ただ今から令和5年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

－ 会長挨拶 －

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます

－市民生活部長挨拶－

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、堀内会長に議長となつていただき、議事進行をお願いいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(議長)

これより議事に入ります。本日の出席者は、委員13名のところ8名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の傍聴者はなしです。

それでは、議題1「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画(案)」について、前回の協議会で事務局から健全化計画の説明があり、各委員から当日にご質疑・ご意見、また、後日書面にて提出した各委員の意見等について取りまとめた内容や「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画の修正案」について事務局から説明をお願いします。なお説明や、このあとの質疑応答については、着座のままで結構です。

(事務局)

私から「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画(案)」の修正案についてご説明いたします。

失礼して着座させていただきます。

資料2「第3回国民健康保険運営協議会及び意見書による意見整理シート」をご覧ください。資料2は前回の第3回協議会でいただいた意見とその後の意見書として提出していただいたものについて、委員の皆様からの意見と事務局の回答、そして意見に対する対応案を整理したものです。意見に対する対応案では、意見ごとに計画書本体を修正するもの

や、協議会の審議と並行して会長と事務局で作成している答申書（案）のたたき台の中で付帯意見事項として記載予定である旨をお示ししています。それでは順に意見と回答、対応案の概要を説明いたします。

まず資料左の番号の1から次ページの5までは前回の第3回協議会の中で頂いた意見等になります。

1番目、「保険料率を上げるしかないと捉えてよろしいか」との意見に対し、事務局の回答としては「保険者の努力のみで赤字解消は難しいと考えており、保険料率の改定が必要と考えている」と回答させていただきました。

2番目、「年金で暮らしている方も多く、物価高の影響で保険料負担能力が低下し、保険料が払えなくなる人も出てくるのではないか」との意見に対し、事務局の回答としては「年金収入の方や低所得者の方にも配慮した保険料率の改定を検討する」と回答させていただきました。当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

3番目、「最終的には保険料を上げざるを得ないと思います。ただし、年金生活者にとっては保険料が大きく上がってしまうと負担であり、その点を考慮してほしい」との要望がありました。当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

2ページ目をご覧ください。

4番目、「第1期計画時の答申の審議結果を教えてください」とのことでしたので、事務局から第1期計画時の答申結果を説明させていただきました。

5番目、保険料3区分のうち後期高齢者支援金分への言及や第2期計画の中間見直しを踏まえた計画執行、保険料改定はやむを得ない旨の意見、国保制度自身を破綻させないため、計画だけでなく計画で掲げた施策の実施について意見を頂きました。事務局の回答としては「段階的に保険料を改定して、その都度計画を見直すこと」、「保険料区分での一番の課題は後期高齢者支援金である」と回答させていただきました。当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

3ページ目をご覧ください。ここからは意見書で頂いた意見です。

6番目、「具体的な保険料率の見直しのスケジュールを記載できないか」との意見に対し、事務局の回答としては「令和6年度から本格的に改定作業を行い、改定時期については、今後、庁内での協議を踏まえ決

定するため、現時点では計画内に具体的な改定時期を記載することは難しい」と回答させていただきました。なお、参考までに改定年度の前年度のスケジュール例をお示ししております。

改定に向けた具体的な手続きとしては、保険料改定年度の前年度において、5月から8月にかけて運営協議会での議論、9月にパブリックコメントによる市民からの意見聴取、12月議会で条例改正案の議会上程となりますが、条例改正案の議会上程時期によってスケジュールは前後します。

7番目、「令和12年度までに赤字繰入解消見込はあるのか」との意見に対し、事務局の回答としては、「国からの補助金でペナルティがあることや千葉県からの文書指導があり、その点においても第2期計画期間中の解消・削減に努める」と回答させていただきました。

本市の赤字繰入を取り巻く環境が厳しさを増していることを改めて強調させていただきました。そして、当該内容については、計画書内にも追加させていただきました。

資料1をご覧ください。

修正1の部分ですが、計画案2ページ 1. 策定の背景・目的(2)第2期計画についてで、下の新旧対照表のとおり国補助金上のペナルティや県からの文書指導についての記載を追加いたしました。

資料2に戻ります。

4ページ目をご覧ください。

8番目、「国保に加入する被保険者の収入や資力は企業等の健保組合と比較して強いものとは言えない。したがって、国保の被保険者間において、公平や公正を担保した適正な保険料水準を達成するために、十分な現状分析とともに新たな視点に立った改善策を築く必要があると考える」との意見に対し、事務局の回答としては「国保制度は健康保険組合等と比較し所得が低く、高齢者が多い等の構造上の課題があり、保険料率見直しの際は被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増とならないよう十分な配慮が必要である。保険料改定案を検討する際は、当協議会等で、改めて詳細な現状分析等をお示しし、適切な保険料水準について検討し、年金収入の方や低所得者の方にも配慮した保険料率の改定を検討する」と回答させていただきました。当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

9番目、国保運営の広域化の目的と効果、そして市民へのわかりやすい説明についての意見がありましたので、事務局の回答としては、「予期せぬ高額医療費等が発生した場合、これらのリスクを県全体で分散されること等により、急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなったこと、市町村ごとの標準保険料率を提示・公表することで、負担が見える化したこと、見える化の結果、本市の現行保険料と標準保険料に差異が生じている状態となっていること」と回答させていただきました。そして、当該内容については、計画書内にも追加させていただきました。

資料1の裏面をご覧ください。

修正2として、計画案の3ページ目として「2. 国民健康保険の広域化」を大項目として追加し、広域化の目的と効果の内容を追加しました。

資料2に戻ります。

5ページ目をご覧ください。

10番目、「資産の保有状況等を加味した応能負担のあり方についても、改めて検討してもよい段階にあるのではないか」との意見に対し、事務局の回答としては「法令で算定方法が定められており、市町村独自の応能割制度等を導入することはできないが、令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」において、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行うとされており、国の動向を注視していく」と回答させていただきました。

11番目、「保険料の滞納の一掃を図るなど、保険料負担の公平・公正をはかるためにさらなる努力を尽くすことが必要になる」との意見に対し、事務局の回答としては、本市保険料収納率が千葉県内で上位にあることや現状努めている収納率向上対策、そして今後の収納率向上対策について回答させていただきました。当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

12番目、「保険料負担に急激な変化をもたらすことのないよう、激変緩和策を取り入れながらバランスの取れた施策を実施していく必要がある」との意見に対し、事務局の回答としては、「本市国保を安定的で持続可能な制度とするためには、今後、被保険者の皆様に一定の負担をいただくことはやむを得ないものと考えていること、保険料率見直しの際は被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増とならないよう十分な

配慮が必要であると考えていること、今後、保険料改定案を検討する際は、当協議会等で、改めて詳細な現状分析等をお示しし適切な保険料水準について検討すること」と回答させていただきました。

当該意見については、答申書案の付帯意見に記載予定です。

以上で私から資料1及び資料2についての説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画(案)」の修正案について説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

委員お願いします。

(委員)

修正1の追加部分になります。

保険者努力支援制度交付金上の減額措置を受けているとのことですが、交付金額はどれくらい減額されていますか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

補助金の減額措置ですが、直近の補助金となりますが令和5年度に申請しました令和6年度分が約365万円の減額となります。全体の補助金の規模としては約5,300万円の規模となっております。

(議長)

他に質問のある委員。

委員お願いします

(委員)

私からたくさんのお意見を出させていただきましたので、ご回答ありがとうございました。いろいろと回答の方も見させていただいて、全体の

印象からすると、国民健康保険制度というのは、基本的には国の方が計画を立てて方針を決めているということで、従来は市町村で主体になっている部分もあったのですが、今は、その部分が県の方に移っているということで、市町村としては対応できる範囲というのか、狭くなっているように思いますし、実際にそういうような回答いただいているかと思いました。その上で、お伺いしたいのは、市として今後、課題はあるのですがそれに対して、どういうところができるのか、つまり、保険料の負担が増えるということは、わかりました。わかりましたけども、例えばその適正な水準を、設けるためにどうするかということで、まずは考えていることがあれば、教えていただきたいと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

課題に対する対策ですが、意見シートに記載させていただきましたが、まず保険者、市町村としての役目としては、まずは保険料収入の確保、医療適正化、これは県全体でやっていかないと削減できませんけど、それに向かって、取り組んでいくことが考えられます。

適正な保険料水準については、やはり納付金を納付するにあたって県が標準保険料率を各市町村へ示しております。最終的には、標準保険料率に追いつくような改正が必要だと私ども思っております。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

ということは、ほかに市として独自に考えていることは無くて、標準保険料に近づけていくために粛々と進んでいくだけということでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

今の段階で、市独自の減免措置等は考えておりません。最終的には県内保険料完全統一を目指しております、減免等の措置についてはその中で議論されるべきであり、流山市独自の減免措置や一般会計からの繰入れについては考えておりません。

先ほど、保険者の努力として今は減額措置となっている、保険者努力支援制度で交付金を獲得していくことも大切だと思っております。

(議長)

他に質疑等ありますか。無いようですので修正案についての質疑等は終了させていただきます。

それでは皆様にお諮りします。

「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画(案)」の修正案について、修正案のとおり、流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画としてご異議ありませんか。

－異議なしの声－

(議長)

異議なしとのことで、「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画(案)」の修正案のとおり決定いたしました。

それでは、答申書について、前回の協議会、書面でいただいた意見書等をもとに、私と事務局でたたき台を作成しましたのでご覧ください。事務局、各委員へ配布をお願いします。

それでは、事務局の方から読み上げをお願いします。

－答申書(案)読み上げ－

(議長)

ありがとうございました。少しお時間を取りますので、委員の皆様は今一度、ご一読いただきご意見等あればお願いします。それでは、5分程度お時間を取ります。

(議長)

それでは、答申案についてご意見等ございましたらお願いします。
委員お願いします。

(委員)

この答申案のままでよろしいかと思えます。

特に付帯意見に各委員から意見のありました内容の、重要な4点が記載されておりますので答申書として良いと思えます。

(議長)

ありがとうございます。その他に意見のある委員。

無いようですので、それでは、お諮りします。この答申案のとおり答申としてよろしいでしょうか。

－異議なしの声－

(議長)

ありがとうございます。ご承認いただきましたので答申案のとおり決定しました。

答申書については、今月22日(金)に当協議会を代表して私から市長へ交付してまいります。

それでは、本日の議題1を終了します。

(議長)

他に何かありますでしょうか。無いようですので以上をもちまして、令和5年度第4回国民健康保険運営協議会を閉会します。